プロジェクト	IFRS S1 号に相当する基準の開発
項目	関連する財務諸表

本資料の目的

1. サステナビリティ基準委員会（以下「当委員会」という。）は、第 7 回サステナビリティ基準委員会（2023 年 1 月 18 日開催）において、国際サステナビリティ基準審議会（以下「ISSB」という。）の IFRS S1 号「サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的要求事項」（以下「IFRS S1 号」という。）に相当する基準（日本版 S1 基準）の開発を当委員会の審議テーマとすることを決定した。

2. 本資料は、日本版 S1 基準における**関連する財務諸表**に関する定めについて検討することを目的としている。本論点に関しては、次のとおり、IFRS S1 号の公開草案に基づく審議を行っているが、2023 年 6 月に IFRS S1 号が確定したことを踏まえ、追加的に検討を行う。

   (1) 「関連する財務諸表の作成基礎として用いた会計基準の開示」（第 9 回サステナビリティ基準委員会（2023 年 3 月 2 日開催））

   (2) 「表示通貨」（第 12 回サステナビリティ基準委員会（2023 年 4 月 25 日開催））

事務局による提案の要約

3. 本論点に関する事務局の提案を要約すると、次のとおりである。

   日本版 S1 基準において次のことを定めるという、これまでの事務局提案を変更しない（後述の第 13 項及び第 14 項参照）。

   (1) サステナビリティ関連財務開示と関連する財務諸表に関し、その作成基礎として用いた会計基準の名称を開示することを要求する。

   (2) 関連する財務諸表へのアクセス方法に関する情報を開示することを要求する。

   (3) サステナビリティ関連財務開示において、通貨が測定単位として特定されている場合、関連する財務諸表の表示通貨を使用することを要求する。

これまでの審議の概要

4. IFRS S1 号の公開草案では、関連する財務諸表に関する定めが示され、次の事項を企業に求める旨が提案された。

(1) サステナビリティ関連財務開示に関連する財務諸表の開示を要求する（同公開草案第 38 項）。

(2) 関連する財務諸表の作成基礎は、IFRS 会計基準又はその他の一般に公正妥当と認められる会計基準のどちらによることも認める（同公開草案第 8 項）。

(3) 通貨が測定単位として特定されている場合、財務諸表の表示通貨を使用することを要求する（同公開草案第 39 項）。

5. 当委員会は、本論点に関し、IFRS S1 号の公開草案に対して次のコメントを行った。

(1) 関連する財務諸表として、IFRS 会計基準以外の会計基準を作成基礎とした財務諸表を認めるのであれば、財務諸表の作成基礎として用いた会計基準を開示することを要求すべきである。

(2) サステナビリティ関連財務開示の理解可能性を高め、情報の利用可能性を向上させるためには、サステナビリティ関連財務開示と財務諸表が含まれる「中核となる媒体」が必要との認識を示した上で、関連する財務諸表は必ずしもサステナビリティ関連財務開示と同一の開示媒体の中で提供されるとは限らないと考えられるため、関連する財務諸表へのアクセス方法を開示することを要求すべきである。

6. 本論点に関する第 9 回サステナビリティ基準委員会及び第 12 回サステナビリティ基準委員会における事務局の提案は、次のとおりである。

(1) サステナビリティ関連財務開示と関連する財務諸表を開示することを求める。

(2) 本項(1)に関連して次の開示を求める。ただし、サステナビリティ関連財務開示と同じ文書において関連する財務諸表が開示されている場合には、この限りではないとする。

① 関連する財務諸表の作成基礎として用いた会計基準の名称

② 関連する財務諸表へのアクセス方法に関する情報

(3) IFRS S1 号の公開草案において示された、「通貨が測定単位として特定されている場合、財務諸表の表示通貨を使用することを要求する。」という定めを日本版 S1 基準に取り入れる。

7. これに対し、前述の第 6 項(1)及び(3)については、事務局の提案に反対する意見は聞かれなかった。

8. 一方、前述の第 6 項(2)については、主として次のような意見が聞かれた。

(1) サステナビリティ関連財務開示と財務諸表が単一の文書において提供されない場合があることを想定した提案となっているが、これらが別文書で開示される場合、一般目的財務報告としてのサステナビリティ関連財務開示とは言えないのではないか。我が国においても、投資家保護のために重要な情報を有価証券報告書の中にすべて含めるという前提に立っている点とのギャップが大きい。ただし、補完する情報が別の媒体で開示されるということであれば問題はないと考える。「一般目的財務報告の中でサステナビリティ関連財務開示がなされる」ということがどういうことかを検討のうえ、改めて本件に関する書きぶりを整理いただきたい。

(2) 「アクセス方法」という言葉は捉え方が人によって異なりかねないため、「入手方法」や「利用方法」などと改める方が良いのではないか。

公開草案からの変更点

9. 前述の第 4 項において記載した事項に関しては、公開草案から実質的な変更はなされていないと考えられる（別紙参照）。

事務局による分析

10. 前述の第 9 項に記載したとおり、関連する財務諸表に関する要求事項については、公開草案から実質的な変更はされていないと考えられる。

11. 一方で、前述の第 8 項(1)に関連して、IFRS S1 号では、サステナビリティ関連財務開示は、一般目的財務報告書の一部として提供しなければならない（IFRS S1 号第 60 項）とされており、単一の文書においてサステナビリティ関連財務開示と財務諸表を開示することを要求していると考えられる中、これらが単一の文書において提供されない場合があることを想定して基準開発を行うことが適切かどうかについては、検討が必要と考えられる。

12. この点、審議事項 A-10「情報の記載場所」において検討しているとおり、サステナビリティ関連財務開示と財務諸表は、単一の文書において開示することを原則としつつも、法令により要求又は容認されている場合及び任意でサステナビリティ関連財務開示を提供する場合には、別文書での提供を認めたとしても有用性が著しく低下するとは考えられないことから、これを認めることが考えられる。

（事務局による提案）

13. このため、サステナビリティ関連財務開示と財務諸表が単一の文書において提供されない場合があることを想定した、第 12 回サステナビリティ基準委員会における事務局の提案（前述の第 6 項(2)参照）は変更しないことが考えられるがどうか。

14. また、本論点に関する第 9 回サステナビリティ基準委員会及び第 12 回サステナビリティ基準委員会における事務局のその他の提案（前述の第 6 項(1)及び(3)参照）についても、変更しないことが考えられるがどうか。

文案

15. 本資料における事務局提案を踏まえた日本版 S1 基準の文案イメージは、以下のとおりである。

（HP では非公表）

ディスカッション・ポイント
① 日本版 S1 基準において次のことを定めるという、これまでの事務局提案を変更しないという事務局提案について、ご質問やご意見があればいただきたい。 (1) サステナビリティ関連財務開示と関連する財務諸表に関し、その作成基礎として用いた会計基準の名称を開示することを要求する。 (2) 関連する財務諸表への入手方法に関する情報を開示することを要求する。 (3) サステナビリティ関連財務開示において、通貨が測定単位として特定されている場合、関連する財務諸表の表示通貨を使用することを要求する。 ② 日本版 S1 基準の文案イメージについて、ご意見をいただきたい。 ③ 本論点に関して、他に検討すべき事項があればご意見いただきたい。

以　上